

## 建設作業主任者講習の受講資格

No.	講習名	必要とする業務	受講資格
①	地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 17H 2. 5日	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削、土止め支保工の切りばりまたは腹おこしの取付け又は取りはずし作業現場に作業主任者の選任が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満21歳以上で、地山の掘削作業又は土止め支保工の切ばり、もしくは腹おこしの取付け取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験のある方。</li> <li>・ 大学、高専、高校の土木、建築または農業土木学科卒業生で、その後2年以上の経験者（卒業証明書の写しを添付）</li> </ul>
②	コンクリート造工作物の解体等作業主任者技能講習 13H 2. 0日	5m以上のコンクリート造工作物の解体又は破壊の作業現場に作業主任者の選任が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格・経験：満21歳以上で、コンクリート造工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験のある方</li> <li>・ 大学、高専、高校の土木、建築学科卒業生で、その後2年以上の経験者（卒業証明書の写しを添付）</li> </ul>
③	はい作業主任者技能講習コース 12H 2. 0日	高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団をいう）のはい付け又は、はいくずしの作業については、はい作業主任者を選任が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満21歳以上で、はいくずし作業に3年以上従事した経験のある方</li> </ul>
④	型枠支保工の組立等作業主任者技能講習 13H 2. 0日	建築物のスラブ、けた等のコンクリート打設用の型枠を支持する仮設の設備である型枠支保工の組立て、解体作業現場に作業主任者の選任が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満21歳以上で、型枠支保工の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方</li> <li>・ 大学、高専、高校の土木、建築学科卒業生で、その後2年以上の経験者（卒業証明書の写しを添付）</li> </ul>
⑤	足場組立等作業主任者技能講習 13H 2. 0日	つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張り出し足場又は高さが5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業現場に作業主任者の選任が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満21歳以上で、足場の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方</li> <li>・ 大学、高専、高校の土木、建築または造船学科卒業生で、その後2年以上の経験者（卒業証明書の写しを添付）</li> </ul>

※注意1 足場組立特別教育修了証の取得の有無、又は取得年月が平成29年6月以前と以降により、作業経験年数の計算方法と添付書類が異なります。

※注意2 経験年数とは年少規則により、満18歳からの経験年数を指します。

※注意3 研修機関所定の申込書の事業主による経歴証明欄（現勤務先・過去の勤務先）の記入が義務付けられています。

### 事業主による受講者の作業経験証明

- (1) 建設作業主任者技能講習は当該業務3年以上と規定されています。（年少規則により、満18歳からの経験年数3年以上）したがいまして21歳未満の者は受講を認めません。
- (2) 北海道労働局の見解に従い季節労働者であっても、同一事業所に反復して延べ3年半以上の勤務経歴のある者については、事業主が証明することで受講資格を与える者とします。（例：毎年10カ月勤務≒3年6カ月で有資格者とします）
- (3) 事業主の証明が得られない場合はいかなる理由でも受講は許可しません。
- (4) 複数企業の勤務による勤務経歴の証明は直前勤務先事業主の証明によるものとします。但し諸般の事情により直前勤務先の事業主から証明を得られない場合は、その限りではありません。